

（ 令 元 . 6 . 1 2 ）
（ 総 2 3 - 1 ）

説 明 資 料

〔 国 際 課 税 〕

令 和 元 年 6 月 12 日 (水)
財 務 省

目次

1. G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議及び国際租税に関する大臣級シンポジウムについて	
・ G20財務大臣・中央銀行総裁会議とは	05
・ 2019年日本議長下のG20における招待国・機関	06
・ 日本議長下でのG20プライオリティ	07
・ G20日本議長下での国際租税アジェンダ	08
・ G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議	09
・ 国際租税に関する大臣級シンポジウム	10
・ 国際租税に関する大臣級シンポジウム 開会挨拶（6月8日 於：福岡）	11
・ 国際租税に関する大臣級シンポジウム セッション1 主な発言（6月8日 於：福岡）	12
・ 国際租税に関する大臣級シンポジウム セッション2 主な発言（6月8日 於：福岡）	13
・ アジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミー	14
・ OECD BEPSウェブサイトの改定	15
・ G20財務大臣・中央銀行総裁会議 共同声明（仮訳抜粋）（2019年6月8-9日 於：福岡）	16
2. 租税回避及び脱税の対応	
・ 「BEPSプロジェクト」について	18
・ BEPS実施フェーズ（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域（2016.7～）	20
・ 【行動13】 移転価格税制に係る文書化制度の整備：平成28年度税制改正	21
・ 日本との間における国別報告書の自動的情報交換の実施対象国・地域	22
・ BEPS防止措置実施条約の概要及び経緯	23
・ BEPS防止措置実施条約の署名国	24
・ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（CRS）	25
・ CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況	26
・ OECD・G20の「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域のリスト」について	27

目次

3. 経済の電子化に伴う課税上の課題に関する国際的な動向	
・ 経済の電子化への課税上の対応	29
・ OECDを中心とした検討の経緯	30
・ 「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」の概要	31
・ 長期的解決策に関する具体的提案の概要①	32
・ 長期的解決策に関する具体的提案の概要②	33
・ 長期的解決策に関する具体的提案の概要③	34
・ 長期的解決策に関する具体的提案の概要④	35
4. 租税条約について	
・ 租税条約の概要	37
・ 租税条約等交渉の現状	38
・ 我が国の租税条約ネットワーク	39
(参考資料)	
・ 「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づいた解決策の策定に向けた作業計画」の概要（詳細版）	41
・ 作業計画で示された今後検討すべき長期的解決策の論点及び担当部会	42

1. G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議及び 国際租税に関する大臣級シンポジウムについて

G20財務大臣・中央銀行総裁会議とは

- アジア通貨危機等により、国際金融システムの議論を行うに際しては、G7に加え、国際資本市場へのアクセスを有する主要な新興市場国の参加が必要とされることが認識され、1999年6月のケルン・サミットにおけるG7財務大臣会議において、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の創設が合意された。
- こうして創設されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議は、国際金融システム上重要な国々が、主要な国際経済問題について議論し、世界経済の安定的かつ持続可能な成長の達成に向けて協力することを目的としたフォーラム。
- 2008年に、米国のサブプライム問題に端を発する世界的な金融混乱が实体经济にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、先進国・新興国双方の首脳により対応を議論する必要性が強く認識された。
- 2008年11月に第1回G20サミットが開催され、それ以来、サミットプロセスの一環として、毎年G20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。

2019年日本議長下のG20における招待国・機関

G20参加国			
• アルゼンチン	• オーストラリア	• ブラジル	• カナダ
• 中国	• フランス	• ドイツ	• インド
• インドネシア	• イタリア	• 日本	• メキシコ
• 韓国	• ロシア	• サウジアラビア	• 南アフリカ
• トルコ	• イギリス	• アメリカ	• 欧州連合
財務トラック招待国			
• チリ	• エジプト	• オランダ	• セネガル
• シンガポール	• スペイン	• <u>スイス</u>	• タイ
• ベトナム			
財務トラック招待国際機関			
• アジア開発銀行 (ADB)	• <u>国際決済銀行 (BIS)</u>	• <u>金融活動作業部会 (FATF)</u>	• 金融安定理事会 (FSB)
• <u>グローバル・インフラ ストラクチャー・ハブ (GIH)</u>	• 国際通貨基金(IMF)	• 経済協力開発機構 (OECD)	• 国際連合 (UN)
• 世界銀行(WB)			

※下線部分は財務トラックでのみ招待の国・機関

日本議長下でのG20プライオリティ

I. 世界経済ーリスクと課題

- (A) 世界経済リスクのサーベイランス
- (B) グローバル・インバランス問題への対処
- (C) 高齢化の課題・政策対応



II. 成長力強化のための具体的取組

- (D) 質の高いインフラ投資
- (E) 自然災害に対する強靱性の強化
- (F) 途上国におけるUHC(Universal Health Coverage)ファイナンスの強化
- (G) 低所得国における債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保

III. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応

(H) 国際租税

- (I) 金融市場の分断を回避する国際的な連携・協力
- (J) 金融セクターにおける技術革新ー機会と課題

G20日本議長下での国際租税アジェンダ

世界規模で公正、持続可能、現代的な国際課税制度の構築が重要。そのためには国際協調が鍵であり、「BEPSプロジェクト」を主導してきた我が国として、国際的な議論及び政治的気運の維持に貢献する。

※BEPS: Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転)

主な議論内容

- ・経済の電子化への対応: 2020年までの長期的解決策のとりまとめに向け、議論を進展
- ・BEPSへの対応: 「BEPSプロジェクト」の実施を促進するとともに、今後の課題について議論
- ・税の透明性: 税の情報交換に関する取組みを推進
- ・税と開発: 「税に関する協働のためのプラットフォーム」(PCT)を中心に、税に関する能力構築支援を強化
⇒これらを議論する大臣級シンポジウムを、6月8日(土)午前に開催

G20福岡会合までの進展

経済の電子化への対応

- 現行の国際課税原則が経済の電子化に十分に対応しておらず、価値創造の場で課税されていないおそれ。
- こうした課題に対し、2020年までに解決策に合意できるよう、以下の2つの柱を含む作業計画を策定し、G20福岡会合に提出・承認。

長期的解決策の概要

Pillar 1:

ネクサス及び利益配分に係る
国際課税原則の見直し
(市場国又はユーザー所在国に対し
より課税権を配分)

Pillar 2:

税源浸食への対抗措置
(無税又は軽課税国への利益移転という
BEPSの残された課題に対応)

※ネクサス原則: 各国の非居住者たる企業に対する課税権の決定ルール

※利益配分原則: 課税対象所得の算定及び配分ルール

租税回避・脱税への国際的な対応

- 約130か国が「BEPSプロジェクト」を実施するための包摂的枠組みに参加
- 約85か国がBEPS防止措置実施条約に署名
- 90か国以上の税務当局間で非居住者の金融口座情報の自動的交換を開始
- 新たな税の透明性基準に基づく審査を実施
- PCTパートナー等が途上国支援を強化、PCTから進捗報告を提出

※PCT(Platform for Collaboration on Tax): 税に関する途上国支援の効果を最大化するため、PCTパートナー(IMF、OECD、国連、世銀)が協働するプラットフォーム。共同支援の調整や支援情報の集約・共有等を実施。

G20福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議

2019年6月8日（土）

08:30-11:45	国際租税に関する大臣級シンポジウム		ヒルトン福岡シーホーク
12:30-15:30	金融技術革新の活用にかかるハイレベルセミナー		ヒルトン福岡シーホーク
13:00-15:30	コーポレートガバナンスにかかるセミナー		ヒルトン福岡シーホーク
G20財務大臣・中央銀行総裁会議			
14:00-15:30	セッション1	開発金融 (低所得国の債務問題等)	ヒルトン福岡シーホーク
15:45-17:30	セッション2	世界経済	
18:00-22:00	文化プログラム及び夕食会		舞鶴公園／福岡市美術館

2019年6月9日（日）

09:00-10:30	セッション3	国際租税	ヒルトン福岡シーホーク
10:45-12:00	セッション4	グローバルインバランス	
12:00-14:15	セッション5	高齢化と政策課題	
14:15-15:30	セッション6	インフラ投資	
15:30-17:00	セッション7	金融セクター	
17:45-18:30	議長国記者会見		

国際租税に関する大臣級シンポジウム

2019年6月8日(土) 於:ヒルトン福岡シーホーク

8:30-8:45	開会挨拶 - 麻生副総理兼財務大臣 - グリアOECD事務総長
8:45-10:00	セッション1:経済の電子化に伴う課税上の課題 [司会]グリアOECD事務総長 [パネリスト]日・中・仏・尼・英・米の財務大臣
10:00-10:25	コーヒブレーク
10:25-11:40	セッション2:租税回避及び脱税への継続的な取組 [司会]浅川財務官 [パネリスト]亜・豪・独・印・南アの財務大臣等、グリアOECD事務総長
11:40-11:45	閉会挨拶 - 浅川財務官

※シンポジウム終了後同会場にて、麻生大臣立ち会いの下、国税庁とOECDによるアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミー設立覚書署名式を開催

※日本の支援により、BEPSプロジェクトと税の情報交換に関する取組みを紹介する新たなOECD BEPSウェブサイトを立ち上げ(www.oecd.org/tax/beps)

国際租税に関する大臣級シンポジウム 開会挨拶(6月8日 於:福岡)

麻生大臣

- 国際課税はG20の成功例であるが、課題も残る。経済の電子化に伴う課税上の課題について、BEPS包摂的枠組み(IF)では、作業計画が合意されたところ。
- BEPSプロジェクトは最終報告書から3年以上経過し執行の段階。税の情報交換も大きく前進。今こそ、これまでの成果を振り返り、今後の課題は何かを考える良い機会。

グリアOECD事務総長

- 近年の税の透明性への取組みに大きな進展があり成果が上がっている。IF加盟国も129か国となり、多国籍企業への税逃れに対する対応策の取組みも継続。
- 経済の電子化に伴う課税上の課題が現在のプライオリティ。ここにいる大臣のリーダーシップが共通の合意に向けて必要。当シンポジウムは今までの功績を正しく評価し、2020年までの解決策の策定に向け、我々の関係を深めるのに適切な機会である。



麻生大臣の開会挨拶全文(英): https://www.g20fukuoka2019.mof.go.jp/ja/meetings/pdf/20190608_2.pdf

国際租税に関する大臣級シンポジウム セッション1 主な発言（6月8日 於：福岡）

Q1: 経済の電子化に伴う課税上の課題に対処するために考慮すべき事項とは？作業計画にて提案されているアプローチを、どう評価するか？

Q2: 経済の電子化に伴う課税上の課題に対して、どうすれば最も効果的に対処することができるか？解決策についてコンセンサスを得るための条件とは何か？

麻生大臣

- 経済の電子化に対応するため、国際課税原則の現代化、及び多国間でのアプローチが必須。
- 解決策の1つ目の柱は、オンライン広告等の新たなビジネスモデルに対応する必要。電子化の影響以上に国際課税原則を見直せば経済に負の影響がありうるため、新たな課税権の対象は適切に制限すべき。2つ目の柱に関し、「底辺への競争」に以前から強い問題意識。日本は、2つの柱からなる解決策を支持。
- 合意に向けて、電子化の影響は切り分けが難しいと認識の下、既存の国際課税制度と両立し、紛争防止・解決メカニズムを強化した、ルール変更で大きな負の影響を受ける国がない仕組みが必要。政治的な関与による後押しも必要。

各国のパネリスト

- 2つの柱からなる解決策を支持。効果的な執行のため、支援と実施状況のモニタリング等も検討すべき。
- 解決策が合意できれば国内で検討中の暫定的措置は取り下げる。2つの柱について国際合意を急ぐべき。
- 高度に電子化されたビジネスが創造した価値は既存の国際課税原則で適切に課税されていない。作業計画の合意を歓迎し、価値の創造された場所で課税すべきという考え方を支持。
- 一方的な措置の動きを懸念。合意に向け、政治的なガイダンス、妥協の精神等が必要。合意の時期が重要であり、特定の産業に差別的な措置に反対。また簡素で運用可能な手法である必要。
- デジタル経済の成長は各国の税収に反映されていない。2つの柱からなる解決策はこの問題に対処できると期待。提案の明確化と、例えば、重要な(経済的)存在の基準等の技術的検討が必要。

国際租税に関する大臣級シンポジウム セッション2 主な発言（6月8日 於：福岡）

Q1: BEPSプロジェクト及び税の透明性に係る措置の功績についてどう見ているか。これらの措置の今までの執行運用状況についてどのように評価しているか？

Q2: 2020年以降のBEPSプロジェクト及びBEPS包摂的枠組み(IF)の今後をどう見ているか？国際課税で今後議論すべき一番重要な論点は何だと考えるか？

各国のパネリスト

- 2017年にBEPS合意に基づいた税制改革を行い財政収支が黒字化。引き続きBEPS合意を着実に実施していく必要。途上国へのキャパシティ支援も重要。
- BEPSプロジェクトはG20の合意を着実に合意することが必要。経済の電子化に伴う課題についても、コンセンサスに基づく解決策に向けた作業を支持。
- BEPSプロジェクトは成功を収めてきたが、国際課税制度にまだ抜け穴がある。ミニマム課税の導入を支持しており、2つの柱からなる解決策での合意が重要。
- G20とOECDの共同作業は多国間枠組みの成功例となるもの。経済の電子化については、1つ目の柱の重要な経済的存在の考え方を支持。
- 効果的な納税・徴収制度が鍵となる。IFについては2020年以降も続けるべき。情報交換に関するグローバルフォーラムも重要。

アジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミー

- アジア大洋州の税務職員向けに、租税犯罪等に対する調査手法の研修を実施するため、OECDとともに、税務大学校和光校舎（埼玉県和光市）に開設。先進国の税務職員やOECD職員等を講師として、毎年3回程度の研修を実施。
- 第1回の研修を2019年5月13-22日に実施。消費税の不正をテーマに、7か国から17名が参加。
- 2019年6月8日、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡）の機会に、麻生財務大臣立ち会いの上、国税庁とOECDによる設立覚書の署名式を実施。

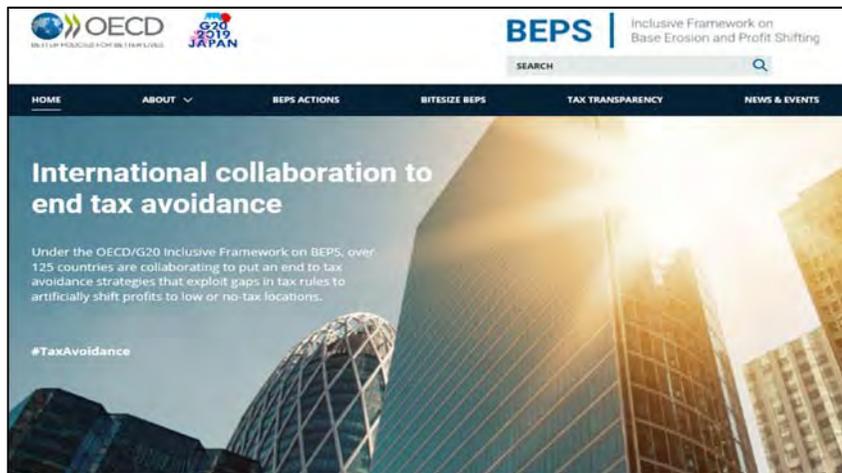
（参考）各地域での開講状況

地域	開催地	開講年
欧州	イタリア	2013年
アフリカ	ケニア	2017年
南米	アルゼンチン	2018年
アジア・大洋州	日本	2019年



OECD BEPSウェブサイトの改定

- BEPSプロジェクトと税の情報交換に関する取組みの普及を目的として、日本の支援により、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡）の機会に新たなOECDウェブサイトを立ち上げ。



G20財務大臣・中央銀行総裁会議 共同声明（仮訳抜粋） （2019年6月8-9日 於：福岡）

11. 我々は、世界規模で公正、持続可能かつ現代的な国際課税システムのための協力を継続するとともに、成長志向の租税政策を推進するための国際協力を歓迎する。我々は、G20/OECD「税源浸食と利益移転（BEPS）」パッケージの世界的な実施及び税の安定性向上の重要性を再確認する。我々は、経済の電子化に伴う課税上の課題への対応に関する最近の進捗を歓迎し、BEPS包摂的枠組みによって策定された、2つの柱からなる野心的な作業計画を承認する。我々は、2020年までの最終報告書によるコンセンサスに基づく解決策のための取組を更に強化する。我々は、税に関する金融口座情報の自動的交換の進捗を含む税の透明性に関する最近の成果を歓迎する。我々はまた、国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域の更新されたリストを歓迎する。我々は、強化されたすべての基準を考慮した、OECDによるリストの更なる更新を期待する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。この点において、我々は利用可能な措置を列挙した2015年のOECD報告書を想起する。我々は、全ての法域に対し多国間税務行政執行共助条約への署名及び批准を求める。我々は引き続き、「税に関する協働のためのプラットフォーム（PCT）」を通じた協調や、中期歳入戦略に関する経験の活用、能力が限られた国々における国内資金動員を支援する各国の状況に合わせた努力等により、開発途上国における税に関する能力構築支援を支持する。我々はPCTの最初の進捗報告書及び日本における「アジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミー」を歓迎する。

2. 租税回避及び脱税への対応

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ **グローバルな経済活動、ローカルな課税:** 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間はずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ **負担の公平性:** 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求め、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

○ 経緯

- ・ 2012年6月、OECD租税委員会(当時の議長: 浅川財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- ・ 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- ・ 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在129カ国)

「BEPSプロジェクト」について

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリング方法等について議論。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築 ⇒ IMF、OECD、国連、世銀等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 上記の取組みはG7・G20等で主要議題として取り上げられてきており、日本としても、2016年のG7議長国や2019年のG20議長国として、各国との協調をリード。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべき【実質性】

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上【透明性】

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築等)

C. 企業の不確実性の排除【予見可能性】

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

BEPS実施フェーズ(Inclusive framework on BEPS)参加国・地域(2016.7～)

(2019年3月6日現在)

メンバー国・地域 129カ国・地域		
OECD加盟国	OECD非加盟国 = BEPS Associate	
	従来から参加していた国	京都会合及び会合後に参加した国・地域
オーストラリア フランス イタリア 英国 韓国 トルコ	カナダ ◎ドイツ 日本 米国 メキシコ	アルゼンチン ブラジル インド ●中国 インドネシア ロシア サウジアラビア 南アフリカ
G20メンバー		ベナン コンゴ ガボン マン島 マルタ パラグアイ シンガポール
ニューージーランド ノルウェー イスラエル ベルギー フィンランド オーストリア スペイン ギリシャ チェコ ポーランド エストニア スイス リトアニア	チリ アイスランド オランダ ルクセンブルク スウェーデン デンマーク ポルトガル アイルランド ハンガリー スロヴァキア スロベニア ラトビア	コロンビア コスタリカ OECD加盟申請中
計36カ国		計10カ国
		【京都会合で参加】 ブルネイ クロアチア ジョージア ジャージー モナコ ルーマニア スリランカ
		【京都会合後に参加】 アンゴラ ケイマン諸島 ジャマイカ モンセラト ウクライナ バハマ諸島 セントルシア ドミニカ共和国 アンティグア・バーブーダ グリーンランド
		【京都会合で参加】 ブルガリア キュラソー ガーンジー ケニア ●ナイジェリア サンマリノ ウルグアイ
		【京都会合後に参加】 ベリーズ バルバドス タークス・カイコス パナマ ベトナム カタール ザンビア バーレーン ドミニカ国 セントビンセント及びグレナディーン諸島 アルメニア
		【京都会合後に参加】 バムューダ諸島 コートジボワール カザフスタン ペルー オマーン チュニジア モンゴル アラブ首長国連邦 カーボベルデ モロッコ
		カメルーン エジプト 香港 リヒテンシュタイン パプアニューギニア シエラレオネ
		ボツワナ ジブチ マレーシア セーシェル モルディヴ トリニダード・トバコ セルビア 北マケドニア クック諸島
		計83カ国・地域

注1: メンバー国・地域は、対等な立場(equal footing)で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。

ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。

注2: 下線はBEPS包摂的枠組運営会合メンバー(2019年)の出身国を、◎は議長出身国を、●は議長代理出身国をそれぞれ指す。